

産業廃棄物処分業許可証

新潟県上越市大字福橋625番地

株式会社 信越エコノス

代表取締役 牧田 雅之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 3年12月27日

許可の有効年月日 令和 8年12月24日

1 事業の範囲

・中間処理（破砕処理）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

・中間処理（造粒固化処理）

汚泥（無機性のものに限る。）（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

・中間処理（圧縮梱包処理）

廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスウールに限る。）（以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

複写厳禁

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類

破碎処理施設（移動式を含む。）

・施設の設置及び係留場所

新潟県上越市頸城区下三分一字大枝1番8

・施設の設置年月日

平成18年 9月 4日

・施設の処理能力

木くず（168t/日）（8時間）

・施設の許可年月日及び許可番号

平成17年12月 1日 上保（環）第171号

(2) 施設の種類

破碎処理施設

・施設の設置場所

新潟県上越市頸城区下三分一字大枝1番8

・施設の設置年月日

平成18年 9月 4日

・施設の処理能力

廃プラスチック類（48t/日）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（59.7t/日）、金属くず（32t/日）、紙くず（24t/日）、繊維くず（24t/日）（以上、8時間）

・施設の許可年月日及び許可番号

平成17年12月 1日 上保（環）第172号

(3) 施設の種類

造粒固化処理施設（移動式に限る。）

・施設の係留場所

新潟県上越市頸城区下三分一字大枝1番24

・施設の設置年月日

平成18年 9月 4日

・施設の処理能力

汚泥（無機性のものに限る。）（872.7m³/日）（8時間）

(4) 施設の種類

圧縮梱包処理施設

・施設の設置場所

新潟県上越市頸城区下三分一字大枝1番8

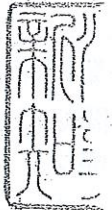
・施設の設置年月日

平成18年 9月 4日

・施設の処理能力

廃プラスチック類（5.4t/日）、紙くず（4.76t/日）、繊維くず（3.68t/日）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスウールに限る。）（1.64t/日）

（以上、8時間）



3 許可の条件

- ・移動式木くず破砕処理施設を用いて処理を行う場合は、発生現場及び係留場所で行うこと。
- ・移動式造粒固化処理施設を用いて処理を行う場合は、発生現場で行うこと。
- ・移動式木くず破砕処理施設及び移動式造粒固化処理施設を用いて処理を行う場合は、新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年新潟県条例第51号）第100条第1項の基準に準拠し、騒音による支障を防止するために必要な措置を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成18年12月25日
- ・変更届出年月日 平成19年10月11日
(平成18年11月29日 施設設置場所の表示の変更 旧 新潟県上越市頸城区下三分一字大枝1番)
- ・変更許可年月日 平成19年12月20日
(圧縮梱包処理をする産業廃棄物の種類に、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスウールに限る。)を追加)
- ・更新許可年月日 平成23年12月25日
- ・変更届出年月日 平成26年6月10日
(造粒固化処理施設を「移動式に限る。」に変更)
(造粒固化処理施設の係留場所の変更 旧 新潟県上越市頸城区下三分一字大枝1番8)
- ・更新許可年月日 平成28年12月25日
- ・変更届出年月日 平成29年10月3日
(破砕・選別処理施設(平成18年9月4日)の廃止)
(破砕・選別処理の廃止)
- ・更新許可年月日 令和3年12月27日

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和3年12月27日 更新許可)